

2022年度

事業計画書

一般財団法人 全国競輪選手共済会

方 針

我が国の経済は長引くコロナ禍の中、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令及びワクチン接種の普及により、感染者数は一時大幅に減少し飲食店等への制限が緩和されるなど、景気回復に向け明るい兆しが見え始めていた。しかし、国内で感染力の高いオミクロン株が新たに確認され、新規感染者数が急拡大したことから社会機能の低下を招き、景気の先行きに不透明感が強まっている。

コロナ禍における競輪界は、インターネット投票の普及に加え、ミッドナイト競輪やモーニング競輪といったお客様のニーズに合わせた開催が売上増の要因となり、総車券売上高は好調に推移しているが、オミクロン株の感染拡大により開催の中止も頻発しており、今後の影響が懸念される。

本年度の共済事業の執行にあたっては、引き続き関係団体の支援と協力のもと、適正円滑な事業運営に努める。

給付事業は、近年の落車件数及び給付動向等を勘案した予算編成を行い、落車事故による医療、休養及び後遺障害に対する適正な給付に努める。

育英金事業は、障害年金該当者等の子弟に対し年金を支給し高等学校または高等専門学校卒業までの就学支援を行う。

貸付事業は、貸金業法に基づく貸金業者として事業を行っているが、本年度も引き続き業法に則り、選手への福利厚生の一環として適正な事業の執行に努める。

AED（自動体外式除細動器）事業は、競輪選手が競走参加中や練習中に心肺停止等の事象が発生した場合に即応できるよう、全国の競輪場及び自転車競技場にAEDを設置しているが、本年度は、付属品の電極パッドが使用期限を迎えることから、交換作業の円滑な実施に努める。また、競輪選手及び関係団体職員に対して行うAED実技講習会については、新型コロナウイルス感染症対策に十分留意して実施する。

日本競輪選手会からの受託業務である退職給付及び競輪選手年金に関する支給事務については、本年度も適正円滑な事務処理の実施に努める。

本年度の事業概要は、次のとおりである。

1. 給付事業

給付事業は選手が安心して競走に専念できる環境を維持するべく、日本競輪選手会をはじめとする関係団体の支援・協力のもと、競輪選手の災害補償として行っているものである。

本年度の給付事業は、競輪参加中及び競輪参加外の給付について、過去の給付実績の推移と今後の動向等を総合的に勘案し、共済事業費に7億5,430万円を計上する。

(1) 医療給付

医療給付は、落車負傷による診療費に対する給付のため、落車件数、負傷の程度により大きく左右される。また、医療保険制度の改革の影響も受けやすく、診療報酬の改定等に伴い診療費自体もここ数年増加傾向を示している。

参加中の医療給付については、競輪開催中の落車負傷による開催地及び居住地での診療費を対象としており、本年度予定されるレース数をもとに、過去の給付実績及び前年度の傾向を勘案し、9,070件1億6,323万円を見込む。

参加外の医療給付は、競輪開催中以外の練習中や訓練中の落車負傷による診療費を対象としており、過去の給付実績及び発生頻度をもとに、280件682万円を見込む。

本年度の医療給付の予算は、参加中・参加外合計9,350件1億7,005万円を計上する。

(2) 休養給付

休養給付は、落車負傷により次回競輪参加までの療養を要した期間に対して支給されるものであることから、落車件数及び負傷の程度により大きく左右される。

参加中の休養給付については、競輪開催中の落車負傷による療養者を対象としており、本年度予定されるレース数をもとに、過去の給付実績及び前年度の傾向を勘案し、1,900件4億1,800万円を見込む。

参加外の休養給付については、競輪開催中以外の練習中や訓練中による落車負傷による療養者を対象としており、過去の給付実績及び発生頻度をもとに、120件2,040万円を見込む。

本年度の休養給付の予算は、参加中・参加外合計2,020件4億3,840万円を計上する。

(3) 傷病見舞金給付

傷病見舞金給付は、競輪開催中における落車負傷に対する傷病見舞金と、緊急措置費として入院時に必要な入院雑費、重傷者家族招致に対する旅費及び滞在費を支給する関係から、落車件数及び負傷の程度により大きく左右される。

傷病見舞金については、本年度予定されるレース数をもとに過去の給付実績を勘案し、1,930件1,148万余円を見込む。緊急措置費については、過去の給付実績と症状重篤者の発生を勘案し、637件137万余円を見込む。

本年度の傷病見舞金給付の予算については、傷病見舞金と緊急措置費合計2,567件1,286万円を計上する。

(4) 障害給付

障害給付については、落車負傷等の治癒後、身体に一定の障害が残った場合に、残存障害の程度に応じた障害給付が支給されるものであることから、重度障害・中度障害・軽度障害に該当する者について、過去の給付実績及び今年度発生が想定される等級を勘案し障害等級を見込む。

○ 障害一時金・障害見舞金

参加中の障害一時金及び障害見舞金については、競輪開催中の落車負傷による障害認定者を対象としており、中度障害である第6級から第11級の障害一時金該当者を8名、軽度障害である第12級から第14級の障害見舞金該当者を227名とし、参加中235件7,512万円を見込む。

参加外の障害一時金及び障害見舞金については、競輪開催中以外の練習中や訓練中による障害認定者を対象としており、中度障害である第6級から第11級の障害一時金該当者を1名、軽度障害である第12級から第14級の障害見舞金該当者を17名として、参加外18件641万円を見込む。

本年度の障害一時金・障害見舞金の予算は、参加中・参加外の合計253件8,153万円を計上する。

○ 障害年金

障害年金は、重度障害者（第1級～第4級及び第5級の一部）に、退会後の自立及び生活安定資金として支給するものである。

本年度は、現在の障害年金の受給者25名分7,829万円を見込む。

(5) 遺族給付

遺族給付は、正会員が競輪選手在籍中に死亡した場合、原因別区分（競走中・訓練中・練習中）に基づき、正会員の遺族に対し支給されるものである。

本年度の遺族給付は、原因別区分に基づき、訓練中1名4,000万円、その他2名1,000万円、計3名5,000万円を計上する。

(6) 遺体輸送給付

遺体輸送給付は、正会員が原因別区分（競走中・訓練中）に死亡した場合に、死亡地から居住地までの遺体輸送にかかる費用が給付されるものである。

本年度の予算は、原因別区分の訓練中に死亡した場合の輸送費として1件50万円を計上する。

(7) 障害特別見舞金

障害年金施行前に重度障害になった者へ見舞金として支給される障害特別見舞金の受給者は、現在5級に該当する者2名である。

本年度の重度障害者に対する障害特別見舞金の予算は、受給者2名96万円を計上する。

2. 競輪選手オリンピック年金事業

競輪選手オリンピック年金事業は、競輪選手がオリンピック競技大会（自転車競技トラック種目）に参加し第3位までに入賞した場合、その功績に報いるため年金を支給するものである。

本年度は、競輪選手オリンピック年金の受給者2名分168万円を見込む。

3. 育英金事業

育英金事業は、正会員が死亡又は負傷等により障害年金に該当した者の子弟を対象に「幼稚園から高等学校または高等専門学校」まで育英年金と一時金を支給することによ

り生活を安定させ、かつ、社会に有用な人材を育成することを目的としている。

本年度は、育英年金継続者21名に新規該当者3名を見込み合計24名780万円、また、育英一時金4名60万円の合計840万円を計上する。

4. 貸付事業

貸付事業は、正会員の臨時の支出に対する資金の貸付を一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の区分により行い、正会員及びその家族の生活の安定を図ることを目的としている。

一般貸付は、正会員が居住する家屋等の購入もしくは改築、練習用自動車の購入、正会員の転居、正会員又は家族の負傷疾病による療養その他の事由により貸付が必要となった者に対し、貸付事由に応じて貸金業法の総量規制及び退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。

正会員は他の職種と比較し、一般の金融機関からの貸付には審査が厳しい状況にあることから、本会の貸付制度に対する依存度は高くなっている。

本年度の一般貸付は住宅関係によるもの22口、練習用自動車の購入及びその他の貸付事由によるもの107口、合計129口の貸付を計上する。また、一般貸付は本会が金融機関から借り入れた資金を正会員に貸し付けることから、その貸付利率については年度末における金融機関との約定金利を適用する。

罹災貸付は、正会員が現に居住している家屋が火災又は水害等による被害を受けた場合に、その被害の程度に応じて退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。特別罹災貸付は、正会員の居住している地域が激甚災害法の指定を受けた災害等により被害を蒙ったときに、退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける制度である。これらの貸付については本会の資金を充てていることから、利率については現行どおり年利1.2%とする。

一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の貸付金の回収処理は、競輪参加時はJKAの電算処理システムに委託、退会時に貸付残額がある者については日本競輪選手会から支給される退職給付金から清算することにより本年度も完全な回収を図ることとする。

5. A E D 事業

A E D 事業は、公益目的支出計画に掲げる実施事業として、心肺停止等の緊急事態発生時に即応できるよう、すべての競輪場及び主に選手が利用する自転車競技場に A E D を設置している。

本年度は、使用期限を迎える全ての電極パッドの交換を円滑に行う。

また、競輪場及び自転車競技場の A E D 管理者並びに日本競輪選手会支部と連携し、定期的な A E D 点検確認報告を受けるとともに、本会職員を逐次派遣し、A E D 設置状況の確認及び管理状況についてその実態把握に努める。

さらに、緊急救命時の迅速な対応が行えるよう、選手及び競技実施法人開催地担当者等への習熟を図るため、日本競輪選手会本部・支部及び競技実施法人を通じ希望を募り、新型コロナウイルスの感染予防に努めながら A E D 講習会を実施する。

6. 受託事業

退職給付及び競輪選手年金事業については、日本競輪選手会から支給に関わる事務を受託し適正円滑な給付事務処理を行う。

7. 会 議

本会の運営に関する重要事項を審議決定し、また執行状況について審査を受けあるいは業務を適正に執行するため、必要に応じ次の諸会議を開催しまたはこれに参画する。

(1) 主要会議

- ① 理事会
- ② 評議員会
- ③ 監査会
- ④ 共済制度改善委員会
- ⑤ 給付審議委員会

(2) その他の会議

- ① 関係団体との業務打合せ会議
- ② 業務受託者との連絡会議
- ③ 専門医との連絡会
- ④ 退職選手職業指導委員会
- ⑤ その他必要な会議

(3) 参画する会議

- ① 選手制度及び共済制度等に関する会議
- ② 日本競輪選手会本・支部研修会
- ③ 日本競輪選手会プロサイクリスト編集会議

8. 広報活動

広報活動については、共済事業に関する周知啓もうを図るため、共済会設立以来の事業改正内容及び変遷を記載した「共済会の概要」や給付事業内容を具体的に説明した「共済会の手引」を発行する。

さらに、日本競輪選手会発行の機関紙「プロサイクリスト」に最新の事業内容等を随時掲載する。また、ホームページにおいて予算・決算、本会の概要、セカンドキャリアに関する情報提供及びAED事業を公開していく。

9. 調査統計資料の作成

調査統計資料は、共済事業の実態を把握し統計的に集計したものであるが、将来における共済事業の動向を見極め、公正安全な競走を行う上からも貴重な資料となる。

本年度も、過去における共済事業の経緯・給付実績を示した推移統計表及び前年度の各給付を集計した「共済事業調査統計表」を作成し、各関係団体に配付する。

10. 業務委託契約者との連携

共済事業を適正円滑に処理するため、本年度も競輪参加中に関わる業務は競技実施法人に、居住地扱いに関わる業務は日本競輪選手会にそれぞれ業務委託し、共済事業を迅速かつ適正に運営できるよう万全を期す。

また、共済事業内容の周知徹底を図るため競技実施法人及び日本競輪選手会の共済会業務に携わる事務担当者を対象に事務連絡会を開催し、日常業務の諸問題について意見交換を行い適正かつ円滑な事務処理に努める。

11. 職員の研修

本会事業の中にあって、給付関係業務は専門的な知識が要求される部分があることから、随時、専門医を招聘し給付審査上における問題点の解消等知識の向上を図り、事務処理を適正に進める。

さらに、職員を競輪場等に随時派遣し、現場業務の実態を把握させる等、資質及び実務の向上を図る。

12. 退職選手職業指導委員会

選手引退後の就職状況に関するアンケート調査を実施するとともに、セカンドキャリアサポートとして退職した競輪選手の雇用に積極的な企業を開拓し、本会ホームページあるいは日本競輪選手会支部を介してその情報を提供していくことに努める。